

VIEW

「パワハラ」だけではない！何でもあり！！

会社が超過勤務手当を未払い！

会社は、5月分の給料明細を配布しました。その中で、4月分の超過勤務手当が支給されていませんでした。その「超勤」とは、4月4日の終了点呼が時間内に間に合わず、発生したものです。(分会情報『VIEW No.20』を参照)

終了点呼を担当していた管理者は、終了点呼のチャイムが鳴っているにもかかわらず、社員を呼び止めて点呼が終了するまで帰しませんでした。その時に、社員が「超勤にするんですか」と尋ねると管理者は「超勤にします」と答えました。それなのに、5月分の給料で「手当」を支払いませんでした。

社員が、5月分の給与明細を受け取ってからその時の管理者に4月4日分の超過勤務手当が付いていないので何故なのかを尋ねましたが、「わかりません」と答えました。「確認しておいて下さい」と伝え、後で再度尋ねると「適正に処理しています」と返答が返ってきました。

4月4日の終了点呼で多くの社員が一連のやり取りを目の前で見えています。「超勤にする」と明言しておきながら、もし何らかの理由で超勤をつけないのなら社員に説明すべきです。

4月4日に管理者に超勤をつけるのか確認した社員は会社に「苦情処理申請」を行いました。

現場では、社員がミスをするると勤務を外し事情聴取を行い、見せしめ的な「再教育」「見極め」「フォロー」を行いながら労働を監視し社員にプレッシャーをかけているのです。一方、管理者のミスについては隠蔽を行い、何ら「ペナルティ」も無いのです。

私たちは、管理者のミスで支給されなかったことを社員に謝罪をし、早急に手続きを行い二度とこの様なことが無いようにすることを求めます。